

## 令和8年度多摩市社会福祉協議会 ボランティア活動等振興助成金の交付までの流れについて

### 【申込みについて】

助成金申請団体は、4月1日(水)～4月24日(金)までに下記①～⑥を多摩ボラセンへ提出する。

①申請書(第1号様式)

②計画書

③事業に関する広報紙・チラシ等内容の分かる書類

④講師の氏名・略歴などがわかる書類(講師依頼をする場合)

⑤カタログもしくは見積書(備品を購入する場合)

⑥その他多摩市社会福祉協議会会长が必要と認める書類(指示があった場合)

※助成対象団体は、令和8年度団体登録申請団体に限る。

※助成対象は当該年度(令和8年4月1日～令和9年3月31日)の事業に限る。

### 【提出方法】

多摩ボラセン窓口へ持参、郵送(4月24日(金)必着)で提出する。

### 【審査について】

提出された申請書は5月中旬開催予定の「多摩ボラセン審査会・運営委員会」で審査します。

↓

助成決定の可否については、6月上旬～中旬(予定)に、下記のいずれかの通知書等を送付します。

①助成金交付団体

交付決定通知書(第2号様式)・交付請求書・助成金報告書(第8号様式)

②助成金不交付団体

不交付決定通知書(第3号様式)

### 【交付決定通知書が届いた後の流れ】

①交付請求書と助成金振込口座の通帳コピーを多摩ボラセンへ提出する。

※通帳コピーは、銀行名・預金種類(普通預金等)、店名、口座番号、口座名義人が記載された箇所をコピーしてください。

②各団体から交付請求書の提出を受けたのち、助成金を指定口座へ振り込みます。

③報告書の提出について

事業終了後に下記①～④を多摩ボラセンへ提出する。

①助成金報告書(第8号様式)

②領収書一式(原本)を任意の用紙に支出項目別に見えるように貼付

③カタログや説明書など(備品購入の場合)

④事業に関する広報紙やチラシ・写真

### 【助成金交付内容に変更が生じた場合】

交付決定通知書を受けた団体が事業内容等を変更しようとする場合は、「助成金変更承認申請書(第4号様式)」を多摩ボラセンへ提出する。

↓

多摩ボラセンは、申請書の提出を受け、変更承認通知書(第5号様式)又は変更不承認通知書(第6号様式)を交付。

### ●提出・問合せ先

社会福祉法人多摩市社会福祉協議会 多摩ボランティア・市民活動支援センター 担当:森

〒206-0011 多摩市関戸4-72 ヴィータ・コミュニティ7階

☎ 042-373-6611 FAX 042-373-6629